

いきいき人生！高齢者福祉サービスのご紹介

問い合わせ 高齢者介護課
地域包括支援センター

☎ 57-8511

高齢者や障害者の
権利を守るために
利用できる制度を紹介します

日常生活 自立支援 事業

問い合わせ…市社会福祉協議会
☎ 55-7300

認知症や知的障害・精神障害等で日常生活上の判断が十分でなく、福祉サービスの利用や日常の金銭管理、印鑑、証書等の保管などが必要な場合、日常生活が安心して送れるよう、生活支援員が金銭管理や福祉サービスの利用などを支援する制度です。

例えば

- ・公共料金の支払いを忘れてしまう。
- ・通帳や印鑑をなくしてしまう。

これらのご相談の場合、社会福祉協議会が中心となり、生活支援員が日常生活に必要なお金の出し入れや通帳の管理などの支援をしていきます。

成年後見 制度

問い合わせ…地域包括支援センター
☎ 57-8511

認知症や知的障害・精神障害等で判断能力の不十分な方が、財産管理や日常生活での契約などで不利益や悪徳商法の被害者になるなどのことがないよう、適切な後見人（代理人）等を選び、本人を法的に保護し、権利と財産を守り支援する制度です。

例えば

- ・判断能力が低下しており、使うはずもない高額な健康器具や不必要な住宅の改造などでも契約してしまう。

- ・母親の年金を勝手に使ってしまう親族に困っている。
- ・寝たきりの親の面倒を見て財産管理をしてきたが、他の親族から疑われている。

これらのご相談の場合、家族などが家庭裁判所に成年後見等開始の申立てを行った後、家庭裁判所から選任された成年後見人等が、本人の不利益にならぬよう家庭裁判所の指導の元、支援していきます。

無料 相談

司法書士による成年後見制度無料相談
問い合わせ…地域包括支援センター

市では司法書士による無料相談を行っております。
「成年後見人の役割について知りたい」「こんな時は成年後見制度を利用した方がいいだろうか？」など、制度に関するご相談のある方は、司法書士による「成年後見」の相談窓口まで。
(予約制のため、事前にお問い合わせください)

こんなときには**届け出**をしてください

1月のコクホ

◎市へ転入・転出 ◎健康保険に加入・脱退



就職や退職、引っ越しなど、ライフスタイルが変わると、国保をやめたり加入の届け出が必要になってきます。

特に、就職などで新しく健康保険ができた場合に、国保をやめる届け出がされていないケースが多くあります。届け出がされないと国保税が課税されたままになります。お勤め先の事業所などでは国保をやめる手続きはしませんので、必ず届け出をするようにお願いします。

下記のようなときは、**14日以内**に国保への届け出をしましょう。

届け出が必要なケース・届け出に必要なもの

	このようなとき	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入したとき	・印鑑・転出証明書 ※まず香南市への転入手続きを行ってください
	勤め先の健康保険をやめた、または家族の健康保険の扶養でなくなったとき	・印鑑・健康保険をやめた証明書、または離職日がわかる書類
	子どもが生まれたとき	・印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	・印鑑・保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	他の市町村に転出するとき	・印鑑・国保被保険者証
	勤め先の健康保険に加入した、または家族の健康保険の扶養になったとき	・印鑑・国保被保険者証・健康保険被保険者証
	被保険者が死亡したとき	・印鑑・国保被保険者証
	生活保護を受けるようになったとき	・印鑑・国保被保険者証・保護開始決定通知書
その他	氏名や世帯主がかわったとき、または市内で住所がかわった(転居した)とき	・印鑑・国保被保険者証
	就学のため他の市町村に転出したとき	・印鑑・国保被保険者証・在学証明書など
	退職者医療制度(★)に該当したとき ※市民保険課に直接お越しください	・印鑑・国保被保険者証・年金証書
★退職者医療制度 下記の条件すべてに当てはまる人が該当します。 ①65歳未満であること ②厚生年金や各種共済年金などの老齢年金等を受給している人で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降に10年以上あること		

国民健康保険に ご加入の人へ

勤め先などの健康保険に加入・脱退した場合、または市から転出・市へ転入した場合などは、国保への届け出が必要です。就職や退職、引っ越しなど異動がありましたら、速やかに届け出をお願いします。

◆問い合わせ…市民保険課 ☎ 57-8506

届け出は忘れないように
お願いしますね！

